

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正の主な改正点について（案）

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針

前文

- 対象家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ホロホロ鳥及び七面鳥）にエミューを追加

第 1 基本方針

- 内容の変更なし。

第 2 - 1 平時からの取組

- 過去に複数事例発生しているなど発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定した地域（以下「大臣指定地域」という。）においては、平時から地域一体となった発生予防対策を講じるよう記載
- 平時からの家きんの所有者の取組を追記。特に、大規模な家きんの所有者は、分割管理に取り組むよう記載

第 2 - 2 発生に備えた体制の構築・強化

- 農林水産省の取組に、民間事業者のリストアップを行うよう記載
- 都道府県は民間事業者を活用し自ら対応可能な動員計画を作成するよう記載
- 大臣指定地域において、都道府県の発生に備えた取組として、発生時に塵埃対策や緊急消毒等の追加措置を迅速に行えるよう指導することを記載

第 3 ～ 第 5

- 実質的な内容の変更なし。

第 6 病性等判定時の措置

- 大臣指定地域におけるまん延防止対策を行うよう記載

第 7 発生農場等における防疫措置

- 防疫作業時に病原性拡散防止措置を講じるよう記載
- 迅速に防疫措置を講じるよう記載

第8～第12 通行の制限又は遮断（法第15条）

- 内容の変更なし。

第13 緊急ワクチン（法第31条第1項）

- 実質的な内容の変更なし。

第14 家きんの再導入

- 家きんの再導入前後の都道府県の立入検査結果について、農家自ら改善状況等を報告するよう記載

第15～17

- 内容の変更なし。